

地方消費税交付金(社会保障財源化分)が充てられる社会保障施策に要する経費について

消費税率が平成26年4月1日より5%から8%に、令和元年10月1日より8%から10%に引き上げられました。引上げ分の地方消費税収については、用途を明確化し、社会保障4経費(制度として確立された年金、医療及び介護の社会保障給付並びに少子化に対処するための施策に要する経費をいう)その他社会保障施策に要する経費に充てるものとされています。

西都市の令和6年度決算における地方消費税交付金(社会保障財源化分)の用途については、以下のとおりです。

(歳入) 地方消費税交付金(社会保障財源化分) 410,020 千円

(歳出) 社会保障4経費その他社会保障施策に要する経費 (単位:千円)

区 分		事業費	特定財源	一般財源	うち、引き上げ分の 地方消費税	
社会福祉	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金除く)	50,287	82	50,205	6,994
		身体障害者福祉費	18,123	13,797	4,326	603
		知的障害者福祉費	64,478	32,145	32,333	4,504
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金除く)	404,903	234,240	170,663	23,776
		障害者自立支援費	1,087,455	751,318	336,137	46,829
	児童福祉費	児童福祉総務費	1,675,001	1,215,416	459,585	64,027
		児童福祉施設費	144,289	1,525	142,764	19,889
		児童措置費	929,420	636,194	293,226	40,851
	生活保護費	生活保護総務費	64,334	0	64,334	8,963
		扶助費	624,910	505,966	118,944	16,571
	小 計		5,063,200	3,390,683	1,672,517	233,008
社会保険	社会福祉費	社会福祉総務費 (国民健康保険事業特別会計繰出金)	300,636	182,931	117,705	16,398
		老人福祉費 (介護保険事業特別会計繰出金)	556,173	40,701	515,472	71,813
		後期高齢者医療費	599,589	112,965	486,624	67,794
	小 計		1,456,398	336,597	1,119,801	156,006
保健衛生	保健衛生費	予防費	102,154	12,251	89,903	12,525
		保健活動費	16,939	908	16,031	2,233
		健康増進費	46,409	1,558	44,851	6,248
	小 計		165,502	14,717	150,785	21,007
合 計		6,685,100	3,741,997	2,943,103	410,020	